



富士市浄化槽維持管理費補助金 申請手続きのご案内

この通知は、富士市浄化槽維持管理費補助金の申請手続きの案内です。申請対象と思われる浄化槽の管理者等に送付しています。まず、同封のチェックシートで対象となるか確認し、下記の点に注意して申請書類を提出してください。 交付決定後、補助金交付決定通知書（圧着はがき）を送付します。

申請上の注意

- ・申請者の住所は、住民票のある住所を正確に記入してください。
- ・氏名を自分で書かない場合（代筆、スタンプ印、パソコン打ち等）は、印鑑を押してください。
- ・昼間の時間帯につながりやすい電話番号を必ず書いてください。
- ・補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限ります。
- ・法人名義や事業所名等を併記する名義の口座は、振込先とすることができません。
- ・法定検査の結果書に清掃未実施や故障などの指摘がある場合は、改善のあと申請してください。
- ・郵送で提出するときは、封筒に切手を忘れずに貼ってください。

申請できない場合

- ・“清掃が1年おき”など、年1回の清掃と年3回以上の保守点検を実施していない。
※清掃とは、バキュームカーによる汚泥の引抜きのことです。
- ・法定検査（11条検査）で、「対処してください。」などと記された事項を改善していない。
- ・浄化槽のある建物の主たる用途が住宅ではない（自らの居住部分が延べ面積の1/2未満）。
- ・浄化槽のある建物が、貸主が管理する賃貸住宅など、専ら事業のために使っている住宅。
- ・申請者が市税（市県民税や国保税など）を完納していない。
- ・下水道に接続できる区域となっており、1年以上過ぎている。

◇提出するもの(○は記入等が必要な箇所)

1. 記入済みの申請書

☆本人自筆でなければ押印が必要。家族の代筆も押印が必要。本人自筆でなければ押印が必要。家族の代筆も押印が必要。

裏面もお忘れなく

提出用封筒

※必ず切手を貼ってください

申請期限について

申請書の提出は、検査結果を受領した日から30日以内となっています。30日以内の提出が困難な場合は、なるべく早めの提出をお願いします。なお、申請期限につきましては年度末（令和7年3月31日）となっており、期限を過ぎた申請書の受付はできませんのでご了承ください。また、申請書の差し戻しをすることがあるため、余裕をもって申請してください。

2. 浄化槽法定検査結果書のコピー

「対処してください。」と記された事項がある場合、必ず対処して改善する。

表面のみコピーする ※原本不可

3. 記入済みのチェックシート

法定検査料金を当日現金払い又はコンビニ等で支払った場合は領収書のコピーを貼る

窓口での提出について

市役所（本庁舎及び消防防災庁舎）では提出できません。直接持参する場合は、提出先住所にご注意ください。

富士市ウェブサイト
浄化槽維持管理費補助



【問い合わせ・提出先】 富士市上下水道部 生活排水対策課
住所：富士市本市場441-1 静岡県富士総合庁舎6階 電話：0545-67-2850
※提出された申請書の内容について、上記の電話番号から問い合わせをすることがあります。